

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯（家計急変世帯）に対し1世帯あたり10万円を支給します。支給には次のとおり手続きが必要です。

☎福祉課 生活支援班 ☎0820 (77) 5505

対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

住民税均等割非課税世帯

令和3年12月10日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、同一世帯に属する方全員が「住民税非課税世帯相当^{*}」にあると認められる世帯

※住民税非課税世帯相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

（例）単身世帯の場合、93万円以下。3人世帯の場合、168.4万円未満（※この例は目安です）

申請手続き等

町から届いた確認書の提出（返送）が必要です

令和3年12月10日時点で周防大島町に住民票がある対象世帯には、すでに町から「確認書」を発送していますので、記載内容に誤りがないかご確認いただき、同封の返信用封筒にて郵送するか、福祉課または各総合支所・出張所へ5月31日（火）までに提出してください。（期限を過ぎると支給できません）

※税の申告をしていない方、令和3年1月2日以降に世帯員の中に転入した方いる場合や課税されている方と死別等した場合は、申請が必要です。

申請が必要です

福祉課および各総合支所に備え付けています申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に福祉課または各総合支所へご提出ください。

■申請期間 9月30日（金）まで

ご注意ください！

- 住民税が課税されている方に扶養されている方だけの世帯であるにもかかわらず支給した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少であるにもかかわらず支給した場合には、詐欺罪（不正受給）に問われます。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。